

○山梨県警察本部公用車駐車場入出場管理システム運用要領の制定について

〔 令和 3 年 4 月 7 日 〕
〔 例規甲（会施）第 6 号 〕

（概要）

この要領は、山梨県警察本部庁舎の管理に関する訓令（平成 2 5 年山梨県警察本部訓令第 1 5 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、山梨県警察本部公用車駐車場入出場管理システムの運用に関し必要な事項を定めるものとする。